

未来
よろしんたく
じゅうろくおひとりさま信託

人生のエンディングをサポートする信託

万が一に備えて、これからも安心して自分らしい未来を!!
そんな方々を応援します。

商品についてのお問い合わせ

詳しくはお近くの十六銀行の店舗にお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。



2023年6月1日現在

未来
よろしんたく
じゅうろくおひとりさま信託



人と、地域と、未来をむすぶ



安心して未来を充実させるために 万が一の時のために 今から準備できることがあります

おひとりさまの万が一の時、気になる身の回り(死後事務)のこと



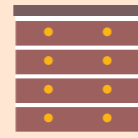
葬儀・埋葬

病院等からの
引き取りや葬儀、埋葬を
スムーズに行ってほしい



デジタル遺品の 消去

パソコンやスマホのデータを
確実に消去してほしい



家財等の整理

ご近所の迷惑に
ならないよう
整理整頓を頼みたい



訃報連絡

友人や
お世話になった人に
連絡してほしい



ペットのこと

可愛いペットに
天寿をまっとうしてほしい



今からできる準備をしていきましょう!

- ① ご自身の希望を明確に記録しておくこと
- ② 希望事項の実行を信頼できる人に頼んでおくこと
- ③ 頼んだ人に必要な費用や報酬を渡せるようにしておくこと

じゅうろくおひとりさま信託

➡ 未来よろしんたくで実現します!



死後事務を任せるためには

委任者(本人)が第三者に対し、関係者への訃報連絡、葬儀、納骨、埋葬に関する事務、住居内の遺品整理、退院・退所手続、亡くなった後の諸手続(健康保険、公的年金等の資格抹消手続、公共サービスの解約等)を頼むためには、生前に代理権を付与して、死後事務を委任する契約(死後事務委任契約)を締結しておく必要があります。

「おひとりさま」ってことは、
私たち夫婦には関係ない…!?



単身世帯の現状と今後の見通し

- 核家族化
- 長寿化
- 未婚・離婚率の上昇
- 女性の社会進出拡大

などを背景に、単身世帯が増加しています。

2020年

単身世帯	1,934万世帯
日本の総世帯数	5,410万世帯

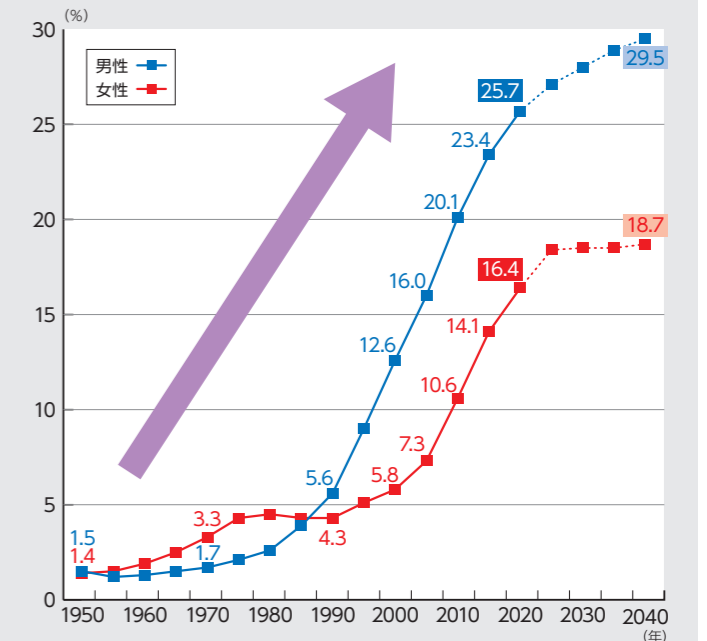
3世帯に1世帯が単身世帯

2040年には、2.5世帯に1世帯が単身世帯になる見込みです。

加えて「夫婦のみの世帯」(将来的「単身世帯」予備軍)を加えると、過半数(全体の約6割)を超える1.7世帯に1世帯が単身世帯になる可能性もあります。

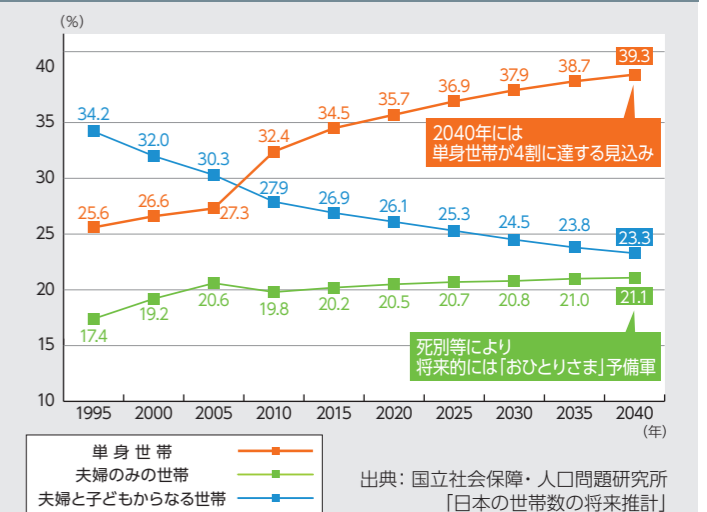
「おひとりさま世帯」は
社会の中心に

生涯未婚率(50歳時未婚率)の推移



出典: <実績>総務省「国勢調査」 / <予想値>内閣府「少子化社会対策白書」

世帯の家族類型別比率の推移



出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」

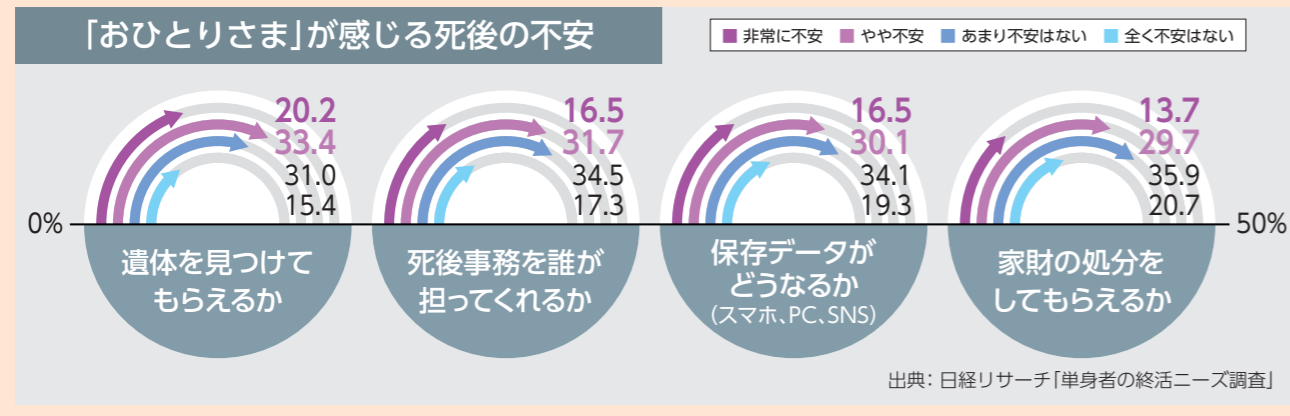
十六銀行が考える「おひとりさま」とは…

未婚・既婚を問わず、自分の人生に責任を持ち、ひとりを楽しみ、ひとりの時間を心地よく過ごせる、そんなライフスタイルを取り入れてイキイキと自分らしく生きる人を指しています。

「おひとりさま」の不安と自分らしい人生を送るために…

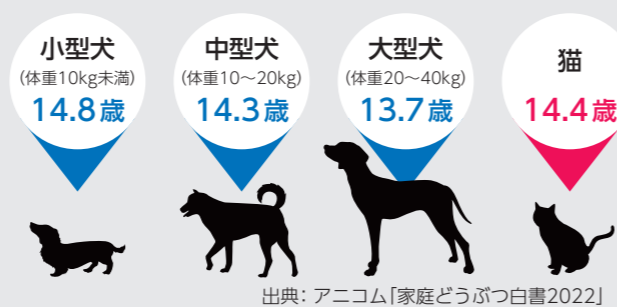
「おひとりさま」の不安

ひとりで最期を迎えることになるおひとりさまの不安。「遺体を見つけてもらえるか」、「デジタル遺品」、「家財の処分」などに、不安を感じる方が多いようです。



参考 ペット(犬・猫)の平均寿命

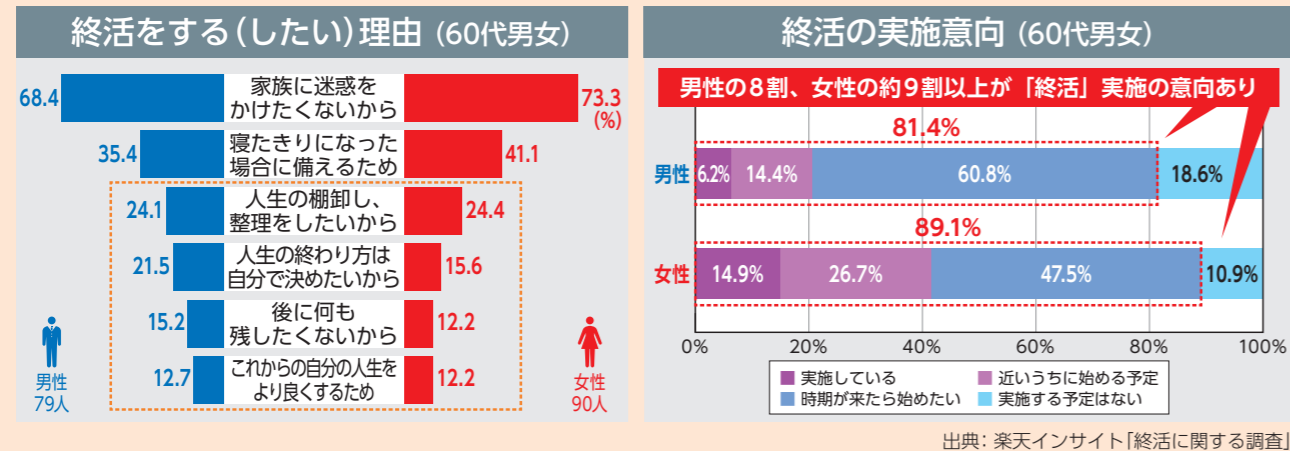
ご高齢の方にとってペットを飼うことは、時には生きがいや励みになり、また認知症の予防や健康にも効果的といったデータもあります。一方で、犬・猫の平均寿命は14~15年。20年近く長生きする犬・猫もいるようです。ご自身に万一の際、大切なペットが天寿を全うできるよう、ちゃんと準備をしておきたいですね。



自分らしく人生を終えたい

「もしも」の時が突然やってきたら…。のこされた人が手続きに困ったり、遺産を巡る争いに発展することも。自分らしく人生を終えるためにも、事前の準備が必要です。

「終活」を検討される方が増えています



「終活」ってよく聞くけど、何からはじめればいいのか?



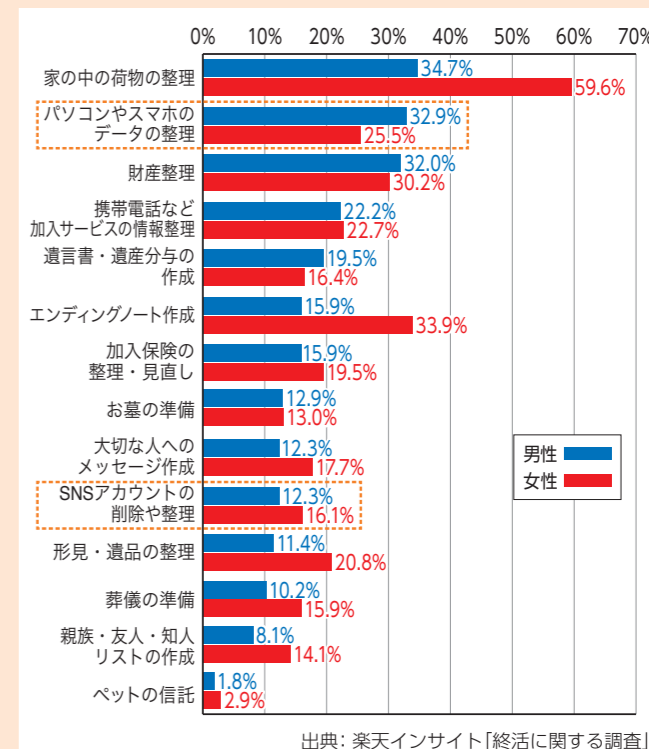
「終活」でやってみたいこと

「終活」とひとこと言っても、財産・荷物の整理から、ご葬儀の準備まで、その内容はさまざまです。男女で差もありますが、スマートフォンの普及、LINE・FacebookといったSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の利用者拡大、PayPayなどのQRコード決済といったキャッシュレスの浸透から、デジタル遺品の整理を希望される方が、増加しているようです。

参考 デジタル遺品

思い出の写真・動画など、スマートフォンやPCは情報がいっぱいあります。ご自身に万一の際、大切な情報は、ちゃんと整理したいですね。

- デジタル遺品のトラブル
- ・個人情報の流出
 - ・SNSやブログの乗っ取り、なりすまし
 - ・保存したデータを見られない
 - ・有料登録サイトの引落しが続いてしまう



「終活」でやりたいことは、遺言書に書けばいいの!?



「遺言書」と「エンディングノート」

生前の意思表示の方法は、さまざまです。代表的な方法として、「遺言書」があります。一定の形式で作成した「遺言書」は法的拘束力があり、一般には預金・不動産等の財産(資産)の分割方法の指定に用いられます。一方、葬儀の手配や、役所への届出など、財産の分割以外のことは、「遺言書」ではなく「エンディングノート」を作成し、記録することが一般的です。

終活(財産の分割以外)では一般に「エンディングノート」を作成します

「遺言書」と「エンディングノート」の主な違い

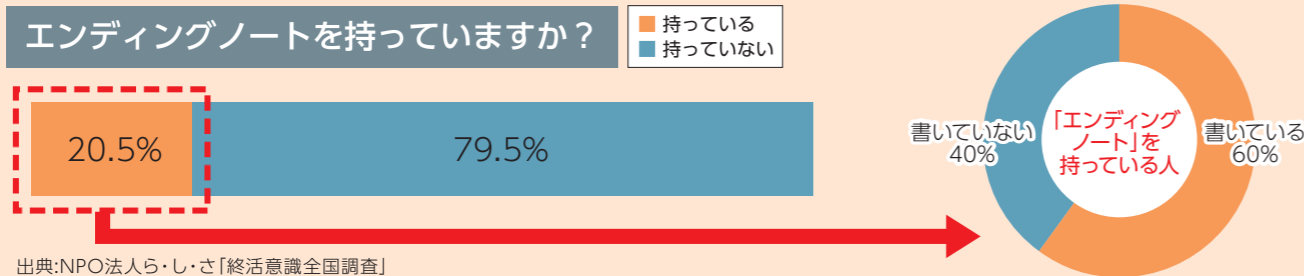
	遺言書	エンディングノート
作成の目的	自身の財産を誰にどれだけ渡すかを生前に取り決めた意思表示	人生のゴールに向かい、自分らしく最期を迎えるための記録
法的拘束力	あり (所定の条件を満たした場合)	なし
形式	決められている	自由
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ☑相続分の指定 ☑遺言書の執行関係 ☑遺産分割方法の指定 ☑相続人の廃除 	<ul style="list-style-type: none"> ☑葬儀の手配 ☑形見・遺品の整理 ☑役所等への届出 ☑ペットのこと

「エンディングノート」って聞いたことはあるけど…



「エンディングノート」の利用状況 (60歳以上のアンケート結果)

60代以上の5人に1人は「エンディングノート」を持っており、そのうちの6割の方が、実際に「エンディングノート」を記載しています。⇒ 1割以上の方が「エンディングノート」を作成



出典:NPO法人ら・し・さ「終活意識全国調査」

自分らしく人生のゴールを迎えたいという想いの高まりから、「エンディングノート」の作成も、一般的になりつつあります。

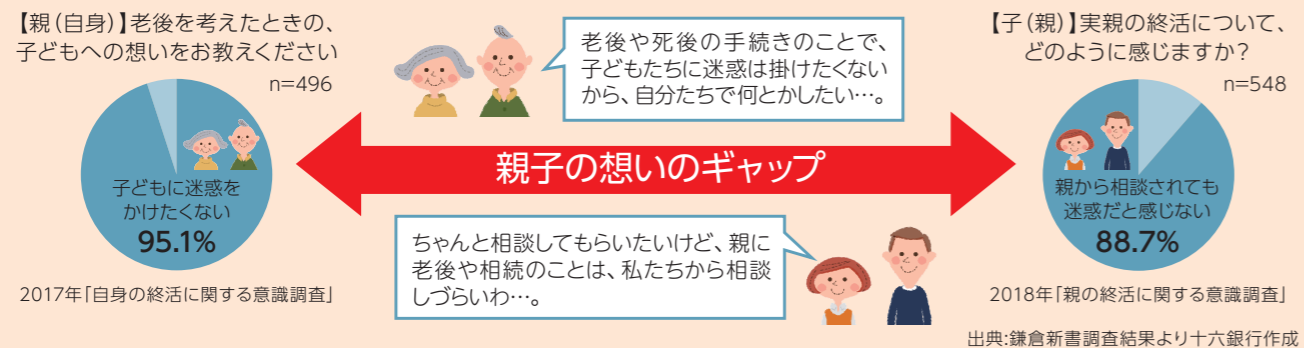
「エンディングノート」に書いた内容の手続きは、誰に頼めばいいの？



「親の想い」と「子の想い」

「エンディングノート」に書いた、葬儀のこと、ペットのこと、デジタル遺品のこと…、それらの手続きは、誰に、どうやって頼めば手続きしてもらえるのでしょうか？

「おひとりさま」だけでなく、お子さんがいらっしゃっても、老後や相続のことについては、親子でその想いにギャップがあるようです。



「エンディングノート」に記した想いを実現させる方法・手段まで準備することが大切です。

業界初※ 「終活」のあれこれを十六銀行がワンストップ・ワンパッケージで対応



「終活」の不安やお困りごとを解決

遠くに嫁いだ娘に、葬儀の手配とか、役所への手続きをお願いするのは気が引けるなあ…。誰かにお願いできないか。

葬儀の事前相談で身寄りがないって言ったら、葬儀費用は前払って言われた…。私の死後、ちゃんと対応してもらえるか不安。

お金はちゃんと準備するので、私がなくなった後、子ども同然にかわいがってきたワンちゃんの面倒をちゃんと見て欲しい。

デジタル遺品の整理とかってどの業者をお願いすればいいの？個人情報の流出とか怖いから、ちゃんとした業者をお願いしたい。

実際に亡くなった後、希望していた終活(死後事務)を実行してもらおうと思うと、さまざまな不安やお困りごとを抱えてしまいます。

一般的な終活(死後事務)における主な不安やお困りごとは、①手続きを頼める人、頼れる人がいない ②手続きを行う資金の準備と管理の方法がわからない ③信頼できる業者を知らない といったことです。

	一般的な終活(死後事務)	未来よろしんたく(本商品)
葬儀	葬儀社A社	十六銀行が 終活(業者の手配等) + 必要な資金の管理 をワンストップ・ ワンパッケージで対応
家財整理	遺品整理業者B社	
デジタル遺品	各サービス提供先ほか	
諸届・公共サービス	市役所・年金事務所等へ届出	
形見分け	親族で協議	
ペット	親族等もしくはペットホーム	

この商品なら、手続きもお金も銀行に任せればいいから、「おひとりさま」の私も安心ね。

自分たちの死後の手続きは、お金と一緒に銀行に任せてあるからって、これまでより息子たちに相続について話しやすくなったよ。

死後事務に必要な資金を信託

希望する死後事務をエンディングノートに記録

十六銀行が責任を持って「エンディングノート」と「お金(必要な資金)」をお預かりし、お客さまの想いを実現します。

じゅうろくおひとりさま信託
未来よろしんたくの商品の詳細は次のページから ➡

※死後事務の受任とその費用に関する金銭信託を1社でワンパッケージでお引受けする商品は、全国の銀行で十六銀行が初めてです。

十六銀行と一緒にご準備していきませんか もしものときもお任せください

ポイント
1

分かりやすい「エンディングノート」

ご契約時に身の回りのことに対するご希望を届出いただいた「エンディングノート」を十六銀行がお預かりします。

ポイント
2

かんたんSMS安否確認

ご契約期間中、SMS（ショートメッセージサービス）でお客さまの安否確認を行います。送信頻度を選んで、操作もかんたん。万が一のときに備えることができます。

ポイント
3

遺言代用機能で遺贈寄付も可能

死後事務清算後のご資金で地元の市町村や公益団体等に遺贈寄付もできます。

ポイント
4

十六銀行がワンストップで対応

葬儀・死後事務等に必要な資金の管理から、死後事務の履行・清算まで十六銀行がワンストップで責任を持って実施します。

手続きの流れ

■ご契約時

お客さま
(委託者兼受益者)

- ①終活に関するご相談
- ②提携業者（葬儀会社等）のご紹介
(ご希望がある場合)
- ③エンディングノートの受入
- ④死後事務委任契約の締結
- ⑤「未来よろしんたく」の契約・金銭の受入
- ⑥エンディングノートの保管・管理

■相続発生時

死亡通知人さま
(エンディングノート
でご指定)

- ①相続発生のご連絡
- ②エンディングノートに基づく、死後事務の履行
- ③葬儀費用等、死後事務にかかる費用の清算
- ④残余財産の確定

帰属権利者さま
(信託財産の受取人)

- ⑤残余財産のお支払方法のご案内、
受取口座のご確認
- ⑦残余財産をご指定口座へお支払い
- ⑥残余財産の受取りにかかる必要書類のご提出、
受取口座のご指定等



未来 よろしんたくの特長

じゅうろくおひとりさま信託

ポイント
1

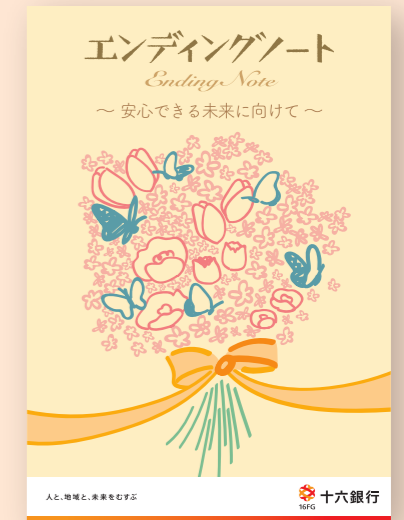
分かりやすい「エンディングノート」

未来よろしんたくエンディングノート

万が一の時の身の回りのこと（死後事務）に関するご希望を記録しておけるエンディングノートです。

具体的には…

- ・ご葬儀の希望（葬儀や納骨方法等）
- ・訃報連絡先
- ・ペットの託し先
- ・解約する公共料金 など



エンディングノートの特長

- ご自身の希望を記録し、実現できるエンディングノートです。
- ご記入後も見直しや変更が可能です。
- エンディングノートに記入した内容は、十六銀行にて保管します。



身の回りの整理のことを解決するためには、 事前の準備が必要です。

相続対策の方法としては遺言がよく知られていますが、身の回りのこと（死後事務）は財産に関することではないため、原則として遺言で定めることができません。ご自身の希望を信頼できる人に伝えて、しっかり託しておく必要があります。

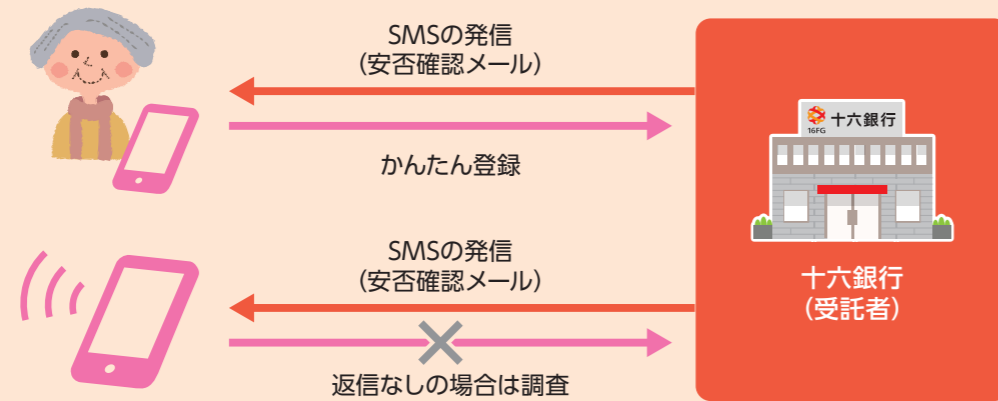
【「エンディングノート」についてご留意いただきたい事項】

- 「エンディングノート」は単独では法的な効力を持ちません。別途、十六銀行との死後事務委任契約の締結が必要です。
- 「エンディングノート」はお客さまの相続が発生した際に、死後事務の目録（リスト）として利用します。
- 「エンディングノート」の見直し内容によっては、信託金額を追加していただく場合があります。
- 「エンディングノート」を作成いただけない場合は、本信託をお申込みいただくことができません。

ポイント
2 **かんたんSMS安否確認**

SMS安否確認

携帯端末へショートメッセージを送付し、定期的に安否確認を行います。



SMS安否確認の特長

- 週1回から年1回まで安否確認の頻度を選択できます。頻度の変更も可能です。
- 安否確認の登録はかんたんですので、忙しくても煩わしくありません。
- ご返信がない場合は、十六銀行よりお客様の安否調査を実施します。

万が一の時、きちんと信頼できる人に連絡が届くように…
孤独死や突然死…あまり考えたくありませんが、単身世帯の増加等に伴い、人知れず亡くなるケースは増加傾向にあります。負担にならない程度に備えられる「SMS 安否確認」は、おひとりさまの安心に大きく貢献します。

【SMS安否確認】についてご留意いただきたい事項

- 本信託のお申込時に「安否確認メール」の送信頻度をお選びいただけます。メールの頻度は、「週1回」「月1回」「年2回」「年1回」のなかからご選択ください。
- 新規ご契約にあたってご本人さま以外の死亡通知人・推定相続人さま（以下、「通知人さま」といいます）を十六銀行に届出いただけます。SMSの発信後、一定期間にわたってお客様の安否確認がない場合、十六銀行より通知人さまにご連絡をする場合がありますので、ご本人さまより通知人さまにあらかじめご了承をいただいでください。
- 通知人さまが一定の要件を満たさずでない場合、追加でのご登録や、警備会社等による見守り、緊急駆け付けサービスのご利用等をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

ポイント
3 **遺言代用機能で遺贈寄付も可能**

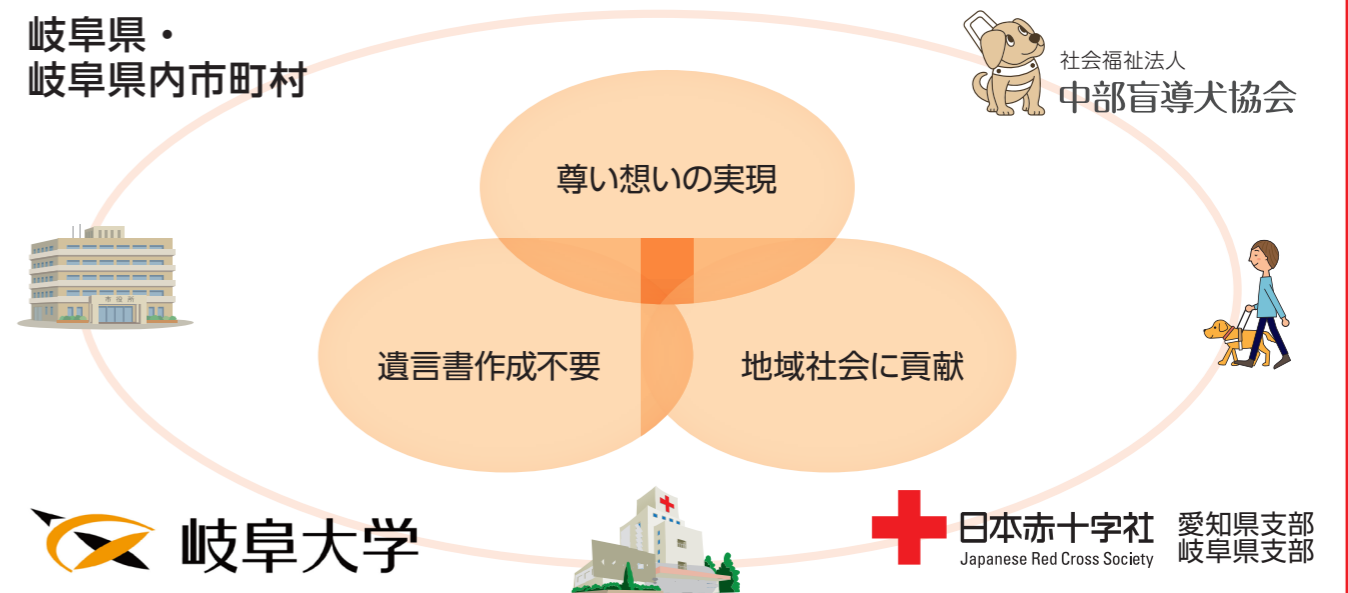
ご契約期間を通じて、死後事務の費用や寄付の資金を、元本補てん契約が付された金銭信託でお預かりします（元本保証商品）。

未来よろしなくの仕組み

お客様（委託者兼受益者）の相続が発生した時に、死後事務にかかる費用を清算のうえ、あらかじめご指定いただいた帰属権利者さまに信託財産（残余財産）をお支払いします。

帰属権利者さまには、推定相続人のほか、十六銀行が提携する「遺贈寄付提携先」の指定が可能です。未来よろしなくの遺言代用機能でふるさとや地域社会に寄付することができます。

主な遺贈寄付提携先



じゅうろくおひとりさま信託<未来よろしんたく>のお申込みにあたって(商品概要)

1. 商品名	じゅうろくおひとりさま信託<未来よろしんたく>
2. ご利用いただける方	個人のお客さま
3. 信託の仕組み	<p>お客さま(委託者兼受益者)から十六銀行(受託者)に信託された財産を、お客さまの相続が発生した際に、あらかじめ指定された死後事務委任契約にかかる費用等^(※1)を清算のうえ、残余財産を帰属権利者^(※2)にお支払いする商品(元本補てん付合同運用指定金銭信託)です。</p> <p>(※1) ①お客さまがあらかじめ提出する「エンディングノート」の死後事務目録に基づき十六銀行が行う死後事務にかかる費用 ②お客さまが十六銀行と締結された死後事務委任契約に基づき発生する報酬</p> <p>(※2) 帰属権利者は、お客さまの推定相続人、十六銀行が提携する遺贈寄付提携先のなかから、お一人または一法人をご指定いただけます。</p>
4. 信託期間	お客さまがお亡くなりになった時、その他本商品の約款に定める事由が発生した場合に、この信託は終了します。
5. 運用の基本方針	信託された資金は、運用方法を同じくする他の信託金と合同して運用します。
6. 運用制限	法令・通達による運用の制限はありません。
7. 入金方法	
① 信託設定方法	① 入金日に信託を設定
② 入金金額	② 200万円以上(1万円単位)
③ 追加信託	③ 10万円以上(1万円単位)
8. 予定配当率	
① 予定配当率の明示	① 十六銀行のホームページに掲載します。
② 変更頻度	② 金融情勢等を参考に、十六銀行が決定します。信託設定以降は、毎年3月25日に変更し、変更日に十六銀行のホームページに変更後の予定配当率を掲載します。
③ 利息計算方法	③ 毎年3月25日を計算日とし、前回計算日の翌日から当該計算日までの期間を予定配当率により計算します(付利単位1円)。
9. 支払方法	
① 元本のお支払い	① 受益者がお亡くなりになったことによる信託の終了時に、あらかじめ指定された死後事務委任契約にかかる費用等を清算のうえ、残余財産を帰属権利者にお支払いします。
② お利息のお支払い	② 毎年3月26日にお支払いします。お利息は元本に組み入れます。お利息には20.315%の税金がかかります(分離課税)。
10. 手数料(報酬)	信託報酬は以下のとおりです。
① 設定時信託報酬	① 新規設定時に 55,000 円(税込)
② 追加設定時信託報酬	② 追加設定時に 33,000 円(税込)
③ 運用報酬	③ 毎年3月25日に運用報酬をいただきます。運用報酬額は運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算し、収益金総額等を差し引いた金額とします。
④ 期中管理報酬	④ 毎年3月15日に6,600円(税込)先取り方式。初年度は、信託契約申込日の属する月の翌月から次の3月までの期中管理報酬を月割で新規設定時にお支払いいただきます。
⑤ 終了時信託報酬	⑤ 信託終了時に、以下の金額を信託財産からお支払いいただきます。110,000円(税込)
11. 付加できる特約事項	マル優のお取扱いはできません。
12. 中途解約の取扱	
① 中途解約方法	① やむを得ない事情により、信託金の全部または一部の解約のお申出があった場合には、中途解約に応じ、受益者に信託金をお支払いすることがあります。その場合、十六銀行所定の書類のご提出を求められることがあります。
② 解約手数料および支払額	② 全部解約の際は、(ア)の金額を信託元本より差し引きます。一部解約の際は(イ)を信託元本より差し引きます。 (ア) 110,000円(税込) (イ) 33,000円(税込)

じゅうろくおひとりさま信託<未来よろしんたく>のお申込みにあたって(商品概要)

13. その他参考事項	<p>《元本補てん付合同運用指定金銭信託について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元本補てん契約が付与されています。 ・元本は預金保険対象商品です。 ・この信託のお客さまの権利(受益権)については、いかなる場合にもその譲渡に係わる契約を締結したり、担保に供することはできません。 ・信託金残高および収益金計算については、年1回ご案内します。 <p>《本信託に付帯するサービス》</p> <p>① エンディングノートの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本商品のお申込みに際して、相続発生時の身の回りのこと(死後事務)に関するご希望を届いただいた「エンディングノート」を信託終了時まで十六銀行が管理します。 ・エンディングノートは、単独では法的な効力を持ちません。別途、十六銀行との死後事務委任契約の締結が必要です。 ・エンディングノートの死後事務目録は、お客さまの相続が発生した際に、十六銀行がお客さまと締結する死後事務委任契約に基づいて行う死後事務の目録(リスト)として利用します。 ・エンディングノートを作成いただけない場合は、本信託をお申込みいただくことができません。 <p>② SMS安否確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまの安否確認等のため、SMS(ショートメッセージサービス)を利用して、お客さまに届いただいた携帯電話番号に「安否確認メール」を送信します。 ・本信託のお申込時に「安否確認メール」の送信頻度をお選びいただけます。メールの頻度は、「週1回」「月1回」「年2回」「年1回」のなかからご選択いただけます。 ・十六銀行から安否確認メールを送信後、一定期間安否登録がない場合は、メールの再送を行った後、通知人に指定されている方への連絡等により事態把握に努めます。
-------------	--

死後事務委任契約に関する手数料(報酬)

死後事務終了後に「じゅうろくおひとりさま信託<未来よろしんたく>」の信託元本より、以下①基本報酬と②加算報酬(ご遺族の方等が立会いをされるなど、十六銀行の立会いが不要な場合はかかりません)の合計額を信託財産からお支払いいただきます。

- ① 基本報酬 十六銀行が死後事務に着手した場合、死後事務の範囲にかかわらず330,000円(税込)
- ② 加算報酬 十六銀行がご遺体引取時、葬儀時、埋葬時、遺品整理時等に立会いを行った場合、立会い1回あたり110,000円(税込)

* 死後事務委任契約に関する手数料(報酬)①基本報酬②加算報酬のほか、エンディングノートに記載の死後事務にかかる費用(葬儀・埋葬代などに発生した費用)がかかります。

【ご留意いただきたい事項】

〈信託金額について〉

- お客さまのご希望を届いただいた「エンディングノート」や、お客さまと十六銀行との間で締結される死後事務委任契約に基づき、信託金額をお決めいただく必要があります。
- ご相続人の関係に照らして極端な財産配分となっている場合、信託金額についてご相談させていただく場合があります。
- 一部解約にあたっては「エンディングノート」の内容と信託金額との兼ね合いについてご相談させていただきます。

〈お客さまにご負担いただく費用について〉

- ご契約にあたって、相続発生時の円滑な手続きを行うことを目的として、任意後見制度やご自宅の警備サービスのご利用をご依頼させていただく場合があります。この場合、各種契約において発生する諸費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

〈ご契約期間中〉

- 「エンディングノート」の見直し内容によっては、信託金額を追加いただく必要が生じる場合があります。詳しくは、窓口までご相談ください。

〈相続発生時の信託財産のお支払い〉

- ご相続発生時は、帰属権利者の方が十六銀行本支店にご来店のうえ、お手続きをお願いします。
- 本信託でお預かりしている信託財産は、下記の書類等をお持ちいただくことで、相続手続き前でも迅速にお受取りいただけます。

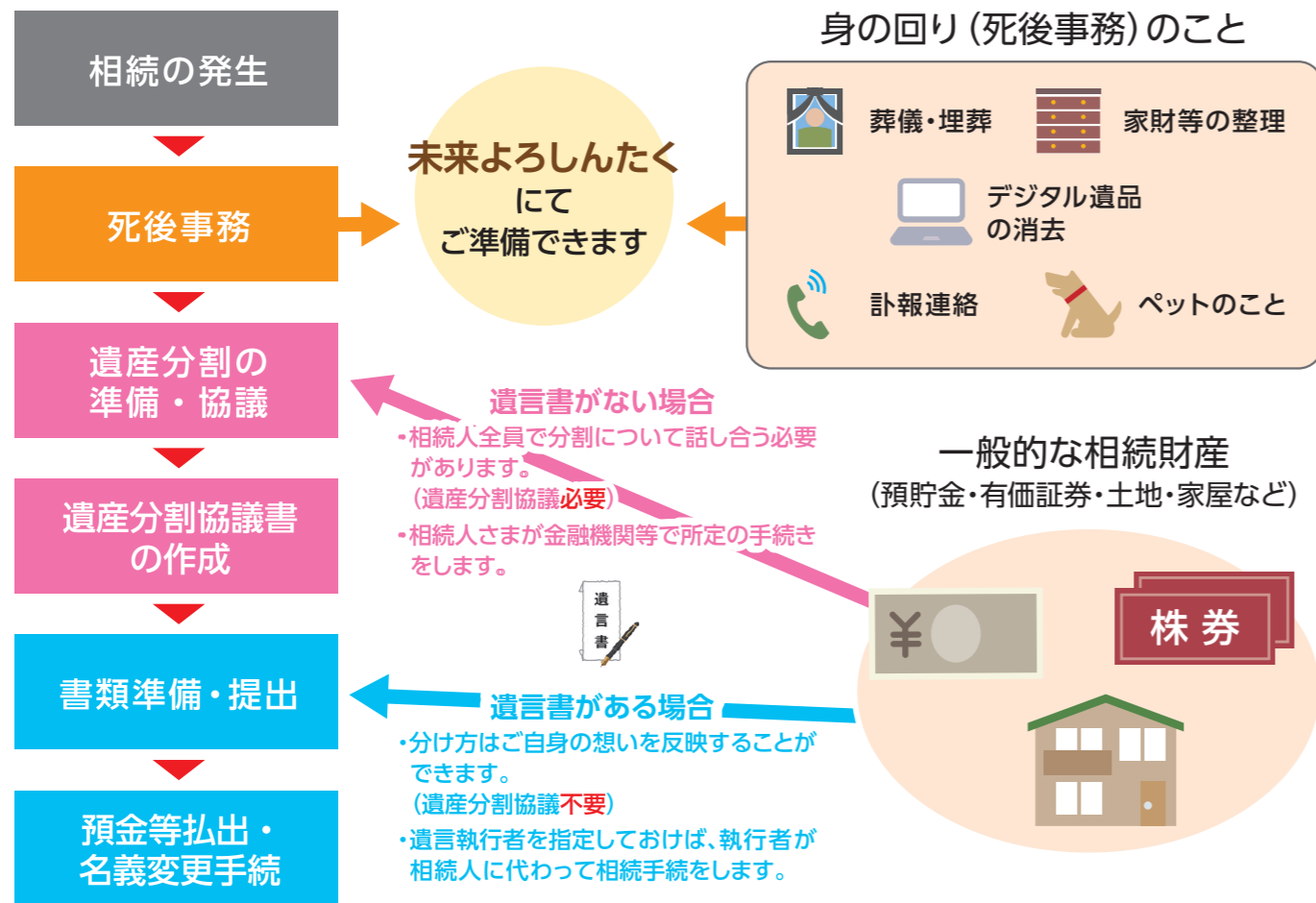
〈帰属権利者さまにお持ちいただく書類等〉

- ① 帰属権利者の方の本人確認書類※ ※運転免許証など(改姓名等されている場合は、その旨も確認させていただきます。)
- ② 帰属権利者の方のご印鑑
- ③ 帰属権利者の方の個人番号確認書類(個人番号カード、通知カード等)

身の回り(死後事務)のことについて 準備が終わったら もう安心?



相続時の流れ・準備



十六銀行では、遺言の作成をお手伝いをさせていただきサービスがございます。
詳しくはこちら



関連商品

遺言信託(想遺-OMOI-)

こんなお客さまにおすすめ

- 円滑な相続を実現し、円満な家族関係を維持したいお客さま
- 法定相続人以外にも遺産を分けたいお客さま
- 特定の相続人に特定の財産を相続させたいお客さま
- 配偶者の方への感謝を込めて財産をのこしたいお客さま



関連商品

想族あんしんたく

こんなお客さまにおすすめ

- 万が一の時、ご家族が葬儀費用などのすぐに必要な資金を受け取れる準備をしておきたいお客さま
- 相続資産の一部(金銭)を特定の相続人やふるさと、地域社会にのこしたいお客さま
- 葬儀費用等とは別にご家族の生活費を用意しておきたいお客さま



贈与らくちんたく

こんなお客さまにおすすめ

- 毎年贈与しているけど、方法が合っているのか不安なお客さま
- 毎年の贈与に関する手続きをサポートして欲しいお客さま
- 生前贈与により、ご資産をゆずり渡していきたいとお考えのお客さま



人生たのしんたく

こんなお客さまにおすすめ

- 元気な間は毎月お金を受け取りたいお客さま
- 自分で手続きをすることが難しくなった際、家族が簡単にお金を払い出せるようにしておきたいお客さま
- 親がちゃんと財産管理できているのか、家族で見守りたいお客さま
- 相続資産の一部(金銭)を特定の相続人やふるさと、地域社会にのこしたいお客さま



詳しくはお近くの十六銀行の店舗にお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。